

6-6
486

大学管理法案要綱草案に対する意見

大学法対策委員会大阪地方協議会提出

大学法対策委員会大阪地方協議会は本日こゝに総会を開催して、貴部草案協議会の起草にかゝる大学管理法要綱草案に検討を加えた結果をわが大学の自治と自由を守る上にきわめて不十分なものであることを確認した。もともとの草案は、学長級の老大家や一部の「学識経験者」を中心として作成されたものであつて、その審議過程においてもは大学の實質的中核をなす青年教授、助教、助手の意見は顧みられることなく、わんや労働組合その他の民主的諸団体の意向に至つては完全と無視されてきた。起草委員が東京在学者に集中され、北地方の声を反映してはなかり美にも著しい欠陥がある。

貴協議会にはかゝる非民主的方法によつて作成されたこの草案を、広く輿論の前に掲出してその審判を受けるべき義務を負つてゐる。この意味において本草案に關する公聴会は少くとも全国主要大学の所在地とくに開催されるべきであり、その一環として

て当大阪市における開催を吾々はこゝに総会の決議をもつて要望するものである。

一九五〇年四月二十七日

大学法対策委員会大阪地方協議会

委員長 伏見康治

東京工業大学教授 佐々木重雄 提出

昭和二十五年八月一日

大学管理法について（抜粋）

国立大学の管理に關し第一に考えらるべきことは政治の影響を受けるわけ軽減を受けるようにすることであり、従つて前述の目的のためには国立大学の管理に關する限り文部大臣の制限をなくとも實質的にあるわけ減少することと望まれます。そしてその制限が委譲される機関は原則として學問的要求の代辦者と社会的要求の代辦者と政府の立場の代辦者が夫々構成員の三合一をなめるように構成されるべきです。これは国立大学に

天野 355

國民の税金によつて經營され大學として社会共同体の知的中心とし、使命を持つて見えて當然のことと思はれます。なおその構成員について同一政黨に所屬する人が一定数を超えないよう適当な制限を設けること加望されいと思はれます。等二に考えらるべきことは中央集権的形態を出来るだけ避けることでありす。國家の政策實現のために教育を計画指導するといふことは改められなくてはなりせん。(略)

普通教育が地方分権された以上高等教育の制をまた地方分権的であるべきではないでしょうか。(略)

以上の見解からすれば中央に置かれる行政機關の権限は全般方針の決定と各大學間の連絡調整に關する事項に限られ、大部の権限は各大學に委譲さるべきです。

学内の一般行政については評議會又は教授会と別個の管理機關が必要であり國立大學管理の實権の大部分はこの機關に委譲さるべきであります。そしてこの機關は當然第一に迷へなような性格のものであるべきです。

教授会の實質的権限は学内の事項に限るべきです。過去に

おろく教授の任免問題で教授会はその責任を果すことに失敗してあります。(略)

等三に財政について、經常費は昨年發表された文部省試案のような方法で自動的に計算することにし、各費目の基準は中央の行政機關で一般方針に基いて適当に決定すればよいと思はれます。施設の復旧修繕に關する予算は國有財産管理の問題として各大學の要求に基き文部省が主になつて立案し、中央の行政機關の承認を経るようによればよいと思はれます。一番問題に存するは新期事業に對するものであり、これについては中央の行政機關において各大學の予算を審議し、採用順位と実施規模とを決定し、これに基いて文部省が大學者と折衝するようによればよいと思はれます。(略)

附記

大學職員が公務員である(特別扱いされたい)といふことは現在いろいろの矛盾を生んでゐます。國有財産である國立大學の施設を特殊法人たる大學教授団が政府と之間に毎年結ぶ契約に基いて交辦される現在と同程度の費用によつて、その運営に与らうといふようにすれば、その矛盾の大部分は解決されます。(略)